

蒲郡市立大塚小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることをふまえ、防止策を考えていく必要がある。これらの基本的な考えをもとに、全教職員が、日頃から生徒に寄り添い目をかけ声をかけることで、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

大塚小学校では、長年にわたり、ひめはる活動（縦割り活動）を通して、全校児童の交流をはかり、やさしさ・思いやりの気持ちを育ててきた。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに今後も継続して取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を全職員（必要に応じて、スクールカウンセラーや学校医等を加える）で構成し、一か月に一度、開催する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。「いじめ・不登校対策委員会」が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

緊急性のある場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、養護教諭、該当担任等、または校長、教頭、教務主任、校務主任、該当学年で構成した臨時対策委員会で、すみやかに対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口とする。
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめの情報があつた時に、緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有をするとともに、アンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する
- ・必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童と保護者の双方と面談し、被害児童が心身の苦痛を感じていないかを確認できた状態。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・必要に応じて、児童代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にした授業実践に努め、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、いじめ防止標語の作成などを通し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ ひめはる縦割り活動で、縦割りを中心とした活動（児童集会、清掃など）を通して、異学年のかかわりを深める。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日常的な会話や生活ノート点検に加え、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
- ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
- エ 被害児童をどんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。
- オ 加害児童には教育的配慮のもと、いじめは許さないといった毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー（主任児童委員等）等の専門家や、警察署、児童相談センター、家庭児童相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ いじめが起きた集団への適切な事後支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの支援を継続的に行う。

ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

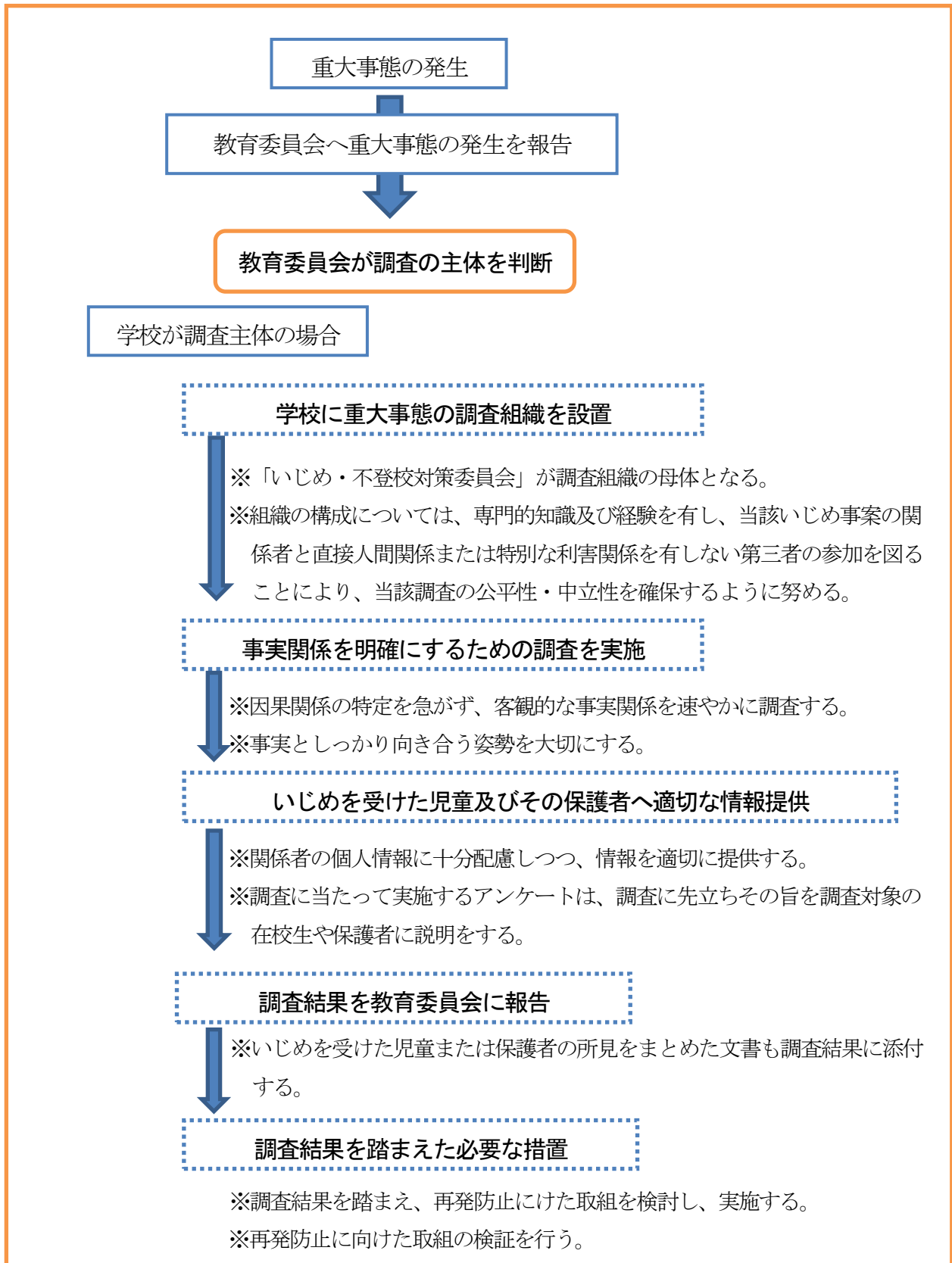
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（外部講師、スクールカウンセラーによる講話など）を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

チェックリスト 「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 全教職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。<input type="checkbox"/> いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。<input type="checkbox"/> いじめアンケートは回収して、すぐ目を通している。<input type="checkbox"/> 善悪の基準が、しっかりと示されている。<input type="checkbox"/> 担任が学級の人間関係を把握している。<input type="checkbox"/> 学級満足度調査（Q-U調査等）を行っている。<input type="checkbox"/> 定期的・日常的に個人面談を実施している。<input type="checkbox"/> 部活動より、面談・家庭訪問・補習を優先している。<input type="checkbox"/> 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。<input type="checkbox"/> SCや心の教室相談支援員と協働できている。<input type="checkbox"/> 担任が保護者の信頼を得られている。<input type="checkbox"/> 第三者となる児童が担任等にいじめを相談できる。 |
|--|

【重大事態の対応フロー図】



※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により対処する